

判決年月日	平成24年11月29日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成24年(ネ)第10023号		
<p>○発明の名称を「レーザーによつて材料を加工する装置」とする特許権について、特許法100条1項及び2項に基づき、被告製品の製造、販売等の差止め並びに被告製品及びその半製品の廃棄を求めるとともに、特許権侵害の不法行為に基づく弁護士費用相当額（500万円）の損害賠償及び遅延損害金の支払を求めた事案について、原判決を変更し、被告製品の製造、販売等の差止め並びに被告製品及びその半製品の廃棄を命じるとともに、弁護士費用相当額の一部（400万円）及び遅延損害金の支払が命じられた事例</p>			

（関連条文） 特許法29条1項・2項，36条4項1号・6項2号（平成6年法律第116号による改正前の特許法36条4項・5項2号），70条，100条，104条の3，105条の6

1 事案の概要

本件訴訟は、原告たる控訴人が、発明の名称を「レーザーによつて材料を加工する装置」とする本件特許権について、被告たる被控訴人に対して、被控訴人による被告製品の製造及び販売が本件特許権の侵害に当たる旨主張して、被控訴人に対し、特許法100条1項及び2項に基づき、被告製品の製造、販売等の差止め並びに被告製品及びその半製品の廃棄を求めるとともに、特許権侵害の不法行為に基づく弁護士費用相当額の損害賠償及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

本件の主な争点は、①技術的範囲の属否、②本件特許権に基づく権利行使の制限の成否、③訂正による対抗主張の成否である。

2 原判決

原判決は、被告製品又は被告製品を使用する加工方法が本件特許の技術的範囲に属することを否定し（争点①）、控訴人の請求を全部棄却したため、控訴人がこれを不服として控訴した。

3 本判決

本判決は、次のとおり判示して、被告製品又は被告製品を使用する加工方法は、本件発明1，5及び10の技術的範囲に属する（争点①）、訂正による対抗主張は成立し、本件特許権に基づく権利行使の制限がされることはない（争点②・③）と判断して、原判決を変更し、控訴人の請求の一部を認容した。

「構成要件エの「せき止め空間のない」とは、液体が静止するために、透過するレーザービームにより温度が上昇し、これによって発生した熱レンズによってレーザービームの焦点がずれ、ノズル壁の損傷を引き起こす空間がないことを意味する。また、構成要件オの「液体の流速が、十分に高く」とは、上記「せき止め空間のない」との構成を採用することによって、「フォーカス円錐先端範囲において、レーザービームの一部がノズル壁を損

傷しないところまで、熱レンズの形成が抑圧される」程度に流速が高いことを意味する。

ところで、ノズル壁の損傷防止に影響を与えるファクターとしては、熱レンズの形成が抑圧されること以外にも、①使用するレーザービームの種類（液体による吸収率の違い）、②ノズル径がレーザースポットサイズよりも相当程度大きいこと、③ノズルの耐久性が高いこと、④レーザー出力、使用する液体の種類・純度、⑤液体供給空間に液体を供給する圧力、⑥液体供給空間の高さ等のさまざまなファクターが考えられる（甲2、32、35、甲A5、乙16、17、30ないし32、弁論の全趣旨）。もっとも、被控訴人は、前記①に関してグリーンレーザーを使用することを主張する点を除いては、これら他のファクターを具体的に主張・立証するものではない。

そして、①前記(イ)のとおりレーザービームとしてグリーンレーザーを使用した場合であっても、液体供給空間内にノズル壁を損傷する程度の熱レンズが形成されることがあり得ること、②被告製品では、前記(1)イ(ウ)の意味でのノズル壁の損傷が防がれていること、③乙7では、液体貯留室の高さは「2～40mmの間で適宜設定する」（【0046】）、「液体貯留室の高さHを低くして液体貯留室内における流速を大きくし熱レンズを抑制」（【0071】）するとされているところ、被告製品（乙7記載の発明の実施例であるとされる。）では、液体貯留室の高さは、乙7で開示された範囲の下限近くに設定され（乙8の1、8の2）、このことは、流速を高める目的でされていると認められること（甲42）、④ノズル径やレーザースポットサイズは、加工形状、製造限界等から、その選択の余地は、必ずしも多くないと認められること（甲42）を総合するならば、被告製品は、「ノズル入口開口（30）の周りにおいてせき止め空間のないように導かれ（る）」（構成要件エ）との構成が採用され、そのことによって「フォーカス円錐先端範囲において、レーザービームの一部がノズル壁を損傷しないところまで、熱レンズの形成が抑圧される」程度（構成要件カ）に「流速が、十分に高く」（構成要件オ）したとの構成が採用されていると解するのが自然である。」

「本件各訂正発明には被控訴人主張に係る無効理由はなく、被告製品及び被告製品を使用する加工方法は、本件訂正発明1、5及び9の技術的範囲に属する。したがって、本件各発明が特許無効審判により無効にされるべきものであるとしても（争点2）、本件各訂正発明には無効理由はないことからすれば、本件訂正によって無効理由は解消されていると認められ、かつ、被告製品及び被告製品を使用する加工方法は本件訂正発明1、5及び9の技術的範囲に属するから、いずれにしても、訂正による対抗主張は成立しており（争点3）、結局、本件特許権の行使が特許法104条の3第1項に基づいて制限されるものではない。」